

大阪市障がい者施策推進協議会 第2回障がい者計画策定・推進部会 会議録

日時：平成27年3月16日（月）
午前10時から12時
場所：大阪市役所7階 市会第6委員会室

山中障がい福祉課担当係長：（開会）

出海障がい者施策部長：（あいさつ）

山中係長：（出席者紹介、資料確認 他）

三田座長：みなさんおはようございます。沢山資料がありますけれども、2時間いろんな意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。そうしましたら、今日たくさんある議題の1と2ですね、大阪市障がい者支援計画、そして第3期障がい福祉計画の進捗状況についてということで、一括して事務局から説明を頂ければと思います。よろしくお願いします。

桑田障がい福祉課長代理：【資料1～2に基づき、議題1・2を説明】

三田座長：はい、ありがとうございました。ちょっと急ぎ足だったし、点字の方は多分ついていくのもできないくらいだったかもしれないですけど、事前に送られてきたということもありまして、今のご報告につきまして、何かご意見のある方はお願いします。はい、古田委員。

古田委員：古田です。ご苦労さまです。資料1のところの16ページで、まだ加齢児という言葉が残っておりますので、それちょっと変えておいていただけたらと。確か年令超過者に変えようということだったと思います。それと20ページのところで、教育の支援員・補助員の配置なんですけど、これ確か前、進捗状況を報告に入れておいてくださいというふうをお願いしたかと思うんですけど、これが抜けてますんで、また入れておいていただけたらと思います

三田座長：お願いしますということですか

古田委員：はい。

桑田代理：わかりました。

三田座長：ほかいかがでしょうか

坪井委員：20ページの(2)のイなんですけど、教育諸条件の整備・充実と書いてあるんですけど、これに

ついて、思春期に発病する精神障がいを持った生徒への援助について書かれているのが になると思うんですが、学校の中としてどのような援助を生徒に対して行っていけるのかということについては、ちょっとわからないので、説明を頂ければと思います。

三田座長：墨字では21ページの上の方の ですかね。こころの健康センター思春期問題相談というところで、ちょっと減ってますけど24年から25年。説明はいけますか？

松本精神保健福祉担当課長： のところはですね、こころの健康センターで予約制で思春期相談を受け付けているということなんで、坪井さんのお話は教育の場面でどんな形をされているのか、たぶんコーディネーターさんとかそういった取り組みをされているかと思うんですけど。

三田座長：坪井さん、学校の中でどんなことをやられてるかということを知りたいということですかね。お返事できる方は。お願いします。

石井主任指導主事：学校につきましては、やはりまずは担任のほうで保護者の方と連携して、どのような支援がいるのか、どのようなことで子供のことを共通理解をするのかということ、まず保護者と学校とが話をし、それに対して必要であれば、各小中学校であればより専門的なとこですね、特別支援学校あるいは医療機関、その他相談機関とも連携しながら、どのような支援が必要なのかというのを探っていくということで本人支援をしていくということになります。

坪井委員：ほかにも特別支援学校について、特に書かれてると思うんですけど、こころの病気についての啓発的なものというのは、ちょっと話題外れるかもしれないですけど、小中高においてどのように行われているのを知りたくて、聞いてみたいと思っています。

三田座長：さっきのご説明でも、先生と保護者って言いましたけど、先生がどのくらいそういうことをご存知かというのも含めて、行政としては、学校に対して対して先生に対して啓発っていうか情報提供なのかわかんないですけど、しているのかっていうのはお分かりになりますか。

石井主任：細かいことは調査をしているわけではないですが、教員のほうがどれだけ専門的に一人一人の状況に応じた知識を持っているのかということについては、様々な研修をしたりとか、先ほどもお話ししましたが、特別支援学校からのセンター校機能ということで、いろんな支援を受けたりとか、医療と連携しながらということになります。もちろんすべてがすべて100パーセント教員のほうが知識あるということではないですけど、それはどこを補っていくのか、個々それぞれ違うと思いますので、保護者と連携してまた、その他の連携も含めてやっていくということになります。

坪井委員：もう一つ、それについてなんですけど、教員とか学校の支援者に対する啓発的なものとか、情報提供的なものであるということについての説明はいただいたんですけど、同じ生徒であるとか、ほかの障がいをお持ちの保護者がちょっと整理できてないんですけど、そういった方たちに対する

啓発的な取り組みというのは大阪市はどのように行っておられるのか、それをお願いします。

石井主任：大阪市の教育は「共に学び、共に育ち、共に生きる」ということです。障がいのあるなしにかかわらず、地域の学校で共に学ぶということを大事にしておりますので、各学校によって、子供たちの意識も違うかも知りませんが、障がいのあるなしにかかわらず個人のニーズも含めまして、共に学べるような環境をどう作るのか。ある学校によっては、より子供への指導が必要な場合がありますし、ある学校によっては、最近は若手の教員が増えてくることですので、教員に対する研修が必要な場合があります。それも総合的に見ながらしているという状況です。

三田座長：ということは学校によってずいぶん違って、学校に任せているということですか。

石井主任：いや、学校によって違うのはそれぞれ、それはあると思いますが、その状況を教育委員会が見て、指導を入れると。巡回相談がもう各学校に行っていますので。もちろん学校からも、うちの教員はもう少し研修が必要だなということであれば、教育委員会が設定している研修のほうに学校が主体的に行くということももちろんありますので、学校からより理解を高めていく、また教育委員会としてどの程度かなど、いろんな方法で探っていくという状況です。

三田座長：質問してるの坪井さんなんだけど、たとえば子供たちや親に対して、子供のときでもメンタルヘルスは大事ですよとかね、とても気持ちが落ち込んだらとか、そこに発達障がいとかも入ってくるのかもしれないですけど、そんな啓発をどうしてるのかって質問だったかと思うんですけど、パンフレットを作っているとか、それは教育委員会の仕事じゃなくて、それぞれ発達障がい者支援センターの仕事とかになるんですかね。

石井主任：内容もかなり多岐にわたってるかも知りませんが、教育委員会のできる特別支援教育にかかわることについては、パンフレットを作ったり研修をしたりといろいろあります。が、それですべてじゃないのがありますので、課題があればお伺いして、さらに突き詰めていくということになっていくと思います。

三田座長：はい、こっちから上がった。

福田委員：生活指導のほうで、今度、小中の生徒さんが問題行動を起こしたときに、思春期のときとか、こころのあれで、なかなかわからない家庭状況も大変な状況の中で、そういうことになるのか、わかりませんが、生活指導を強化されるようなことを、来年度はちょっと聞いておりますが、発達障がいとかそういう障がいがあったら、支援の仕方がまた違って来てるんですけど、そういうところではご配慮いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

三田座長：はい、ありがとうございます。

倉町委員：資料の2について、一点お伺いしたいと思います。ここで入院中の精神障がい者の地域移行ですか、これ4項目書いてありますけども、だいたい上のほうの3項目は進んでいると。特に3項目めは目標を達成したと、こういうことですけども。4項目めはですね、非常に達成率が悪いんですね。いまで48.3パーセント、精神障がい者地域移行支援事業による地域移行者。ですからこれは全体的に非常にいい傾向にいつているのに、移行を進める、助ける事業がうまくいっていないといいますが、そういう風に読めるわけですけど、これについてどのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

松本課長：倉町委員のおっしゃるとおり、全体的には進んできておるんですけど、大阪市の取り組みとして、直接の支援をやっている、このところがなかなか進んでいないということなんです。ただ、これにつきましては、3年間の取り組みですので、26年度は若干進んでおりますので、最終的には70パーセントぐらいの達成率になるかなと思ってますけど、ただ障がい福祉サービスの個別サービスになりまして、そちらにつないでいくというのが非常に大切だと思いますので、引き続き検討課題として進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

坪井委員：思春期に発病することが多いという病気なので、思春期の子供に対して特別なケアというのは何か行われていますか。それと、ほかの生徒に対して啓発の目的で何を取り組んでらっしゃるのが見えづらいなと思っております。もう少し教えていただけないでしょうか。

三田座長：教育委員会でいいんでしょうか。ちょっとわかりづらいということで。学校における子供たちへの啓発で何かやっていますか。

松本課長：学校における子供たちに対しては、確か、だいぶ前なんですけど、教育委員会さんのほうでもそういった啓発の資料といいますが、パンフレットを作らなあかんということで、何年か前に作っていただいたと思うんですよ。ただそれからかなり、5年以上経っておりまして、そのときは大精連の委員の方も参加していただいて、そういったのを教育で作っていただいた経過もあるんで、私が言うのも変なんですけど、またぜひそういったものを見直しといいますが、啓発の資料を見直すとか、そういったことを検討していただいて、進めていただきたいなと思っております。

三田座長：教育委員会さんよろしいですか。

石井主任：確認してまたご返事させていただきます。いまちょっと掴んでおらないところもありますので。

福田委員：生活指導のところはどうなんですか。

三田座長：ちょっと私は意味がよくわからなかったんだけど、生活指導が強化されるというのはどういうことなんですかね。

石井主任：生活指導について、新しい取り組みが来年度から始まるということなんですけれども、それにつきましては、発達障がい等のある子供たちに関わることになりましたら、こちらでも特別支援教育の視点から、その事案にも、やはり関わっている子供に不利益のないような形で支援していかないといけないかなとは思っています。

福田委員：問題を起こすことは、家族もいろいろと問題があったり、それがなかなか言えないことで心が病んでしまうことがあったりして、それが暴力になってしまうかもわからないし、またいろんな面が出てきて、それをケアしてくださるというのが生活指導で、今度、強化されるんだと私は思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

三田座長：指導という視点もありますし、教育という視点と、そしてその人を支援するというか、ケアするというのが全部揃ってということが大事かなということだと思っています。ちょっといろんな不安をお感じになってる方もいる。プラス、周りの子供たちがきちんと理解をするということのご提案だったと思いますので、よろしくお願いいたします。はい、ありがとうございます。ほかの方がいかがでしょうか。

山梨委員：資料1の31ページの一番最後のところ、防災と防犯対策の充実ということですけど、ちょっと項目的には少ないかなと思って見てるんですけど、資料5のところの78・79のところにいるいろいろ書かれてるんですけど、各区ですか、地域における取り組みがかなり差があるように思うんですけど、それを徹底するような感じの要項にはできないのかなという気がするんですが。「図る」とか「進める」とかいう内容だけになってるので、かなり地域において訓練するということとか、やってるところやってへんところがありましてね、その辺がきちっと進められるような体制の内容にできるかどうかで、ちょっと引っかけるとかなんですけど、いかがでしょうか。

三田座長：資料1の31ページの最後の防災・防犯対策の充実がちょっと簡単ではないかということと、資料5については、あとで説明されるんですかね。「図る」とかそういう表現だけでほんとに徹底できるのかと。

桑田代理：まず、防災・防犯対策の充実のところにつきましては、こちらの支援計画のほうにつきましては消防局にかかる取り組みを記載しておりますけど、よりわかりやすいといいますが、より充実した書き方につきましては、いま委員からご指摘ありましたんで、どういう書き方をすれば進捗管理としてより充実していくのか考えてまいりたいと思います。もうひとつの支援計画・福祉計画のほうはどうさせていただきますでしょうか。次の議題で一括して説明さしていたほうがよろしいですか。

三田座長：でもいま、とっても気になってらっしゃるのでね。いきますか。

桑田代理：「進めます」なり「支援します」という表現でございますけれども、こうは書いてるけれども計画どおり着実に実行するよというところの委員ご指摘だったと思いますので、その部分は特にいま

委員からいただいた内容踏まえて、今後の次期計画進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

三田座長：はい、ありがとうございます。そうしましたら続きまして、まだ議題がありますので、行きたいと思ひます。議題の3と4と5ですかね。いろんな資料がありますけどもご説明いただければと思ひます。パブリックコメントでいただいた意見を踏まえて、計画素案をどのように変更すべきかもあわせてご意見をいただければと思ひます。まずは事務局から説明をお願いします。

中島障がい福祉課長：【資料3～6に基づき、議題3・4・5を説明】

三田座長：はい、ありがとうございます。それではただいまの内容について、どなたかご意見・ご質問ありましたらお願いします。はい、古田委員。

古田委員：計画に関連してですけど、いまから書き直すとかではないんですけど、一つが防災ですね。これについてはワーキングとかの議論でですね、要支援者支援プラン、避難支援プランの全体計画を策定するにあたり、この委員会でちゃんと議論してから出すようにという話やったんですけど、結局、議論抜きにして12月に勝手に出されてしまいました。いま大阪府のほうでも作成指針がようやく出たところなんです、それも踏まえてもう一回全体計画については必ず今月中に話し合いの機会を持っていただきたいと思ひます。特に中軽度の方が名簿の対象から外されてしまいかねないということなんで、そこについてどう周知して、少なくとも手上げ方式でちゃんと名簿記載・登録ができるようにしていただく方策をちゃんと示していただきたいと考えています。それともう一点相談支援についてですけど、やはり指定事業者が増えない中で、かなり委託相談も厳しい状態に置かれており、この間も公募がなされましたけど、たくさんの方がこれじゃ続けられないというような状態になっているかと思ひます。相談支援、もちろん国の方策、今回の報酬改定でもほとんど上がりませんでした。介護保険のほうはいろいろ加算があるので、それを障がいでも引っ張ってこようというような話やったんですけど、結局ほとんど加算はつかないというような状態の中、またこれから先も指定事業所はそんなに増えない、けれどもサービス利用者全員のサービス計画作成ということで1区当たり千何百件ぐらいですね、計画作成をこなしていかないといけないという状況、あるいは困難ケースがまだまだ増えてくる状態、しかも地域の社会資源がぜんぜん足りなくて解決できないということですか、あるいは触法障がい者の地域移行もすでに始まっているんですけど、その辺の仕組みもぜんぜん無いというような課題が山積してまですんで、このまま放置するのではなくて、一つ一つの課題を解決するような仕組みをちゃんと作ってもらいたいと思ひます。以上2点よろしくお願ひします。

三田座長：はい、危機管理室の方、お願ひできますか。

松本災害対策担当課長代理：古田委員からおっしゃられました状況を踏まえまして、今後、全体計画のことについて、話し合いの場を持ちたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

三田座長：はい、続きまして相談支援について

桑田代理：古田委員ご指摘の各事項につきましては、先般開催いたしました自立支援協議会におきましても、同様の趣旨のご質問なり指摘があったかと思っております。本部会では範囲がかなり広うございますので、とりわけ相談支援・計画相談にかかる、あとは地域移行に関する部分につきましては自立支援協議会における議論を含めて、深めていく必要もございまして、自立支援協議会だけでは、年間の開催回数が限られてますので、部会だけではなくて、たとえばワーキングの形にするとか、また別の形の検討会にするとか、そういう部分で触法の方の地域移行も含めまして、議論を含めていく方策については、来年度につきましてもその手法について検討して、前に進めてまいりたいと考えております。

古田委員：防災の件については、ちゃんと中軽度の方が名簿掲載を本人が望んだらできるように仕組みを提示してくださいね。中島課長、日程については、確保されてるんですね。

中島課長：別途、団体さんとお話できる日程につきましては、危機管理室とも調整させていただきまして、今月中に決めているところです。

古田委員：皆さんにお知らせしないんですか。

中島課長：お知らせの仕方については、またちょっと相談させてもらいます。

古田委員：23日って言うてはりましたやん。23日14時からですよ。話することになりましたんで、よかったら。なんでこっちが宣伝せなあきませんねや。あんだけ議論なったもんですから、ちゃんと話をする場を設けてほしいと言うてまして、その機会にまた話させていただきます。

三田座長：23日ちょっと皆さんが参加できるかどうかはあれですけど、非常に防災についてはみなさん関心も持ってますし、注目もしておりますので、この計画だけの話ではなくて、本当に地域で困る方がいないように進めていただければなと思います。ありがとうございました。

井上委員：今の防災の件については、障大連さんとだけ懇談されるんですか。全然いまその日程って初めて聞きましたけれども。あえて防災の関係で意見を言わせていただくと、私ども障連協も毎年、各自自治体アンケートみたいなのを取ってまして、今年度は各区にもアンケートとったんですが、区の方はよう書きはれへんのですよ。本庁のやつをそのまま横流しして書いてはったりしましてね。区によっても相当条件違うのに、そういう計画が本当に区レベルで進んでるのかっていう点検も含めると、課題は本当に多いなと思っておりましてね、また懇談をと思っておったんですが。そういう機会があるんやったらちゃんと各団体に言ってもらって、ここでもちゃんと意見聞いてほしいと言ってきたので、そこははっきりしていただけますか。どこと懇談しはる？

古田委員：委員会と話をということでお願いしてましたよね。ちゃんと日程も言ってくださいよ。

中島課長：ちょっとこの話、あとでよろしいですか。もともとこの要援護については、この場で話ございましたけど、先ほど古田委員がおっしゃってましたように既にオープンになってるといってもございますので、今後の課題については、この計画策定部会でご意見いただいておりますので、個別で団体さんのご意見を聞こうとは思っておったんですけど、全体計画の部会みたいな形で広げるといったイメージではなかったので、その辺整理させていただきたいと思います。申し訳ございません。

三田座長：とてもたくさんお方が関心お持ちですし、これから意見を聞きながら進めると何度もおっしゃってたように思ったんですけど、この間何もなかったんで、どうなっているのかなと思いましたので、いろいろご希望もあるようですので、あとで調整をお願いできればと思います。はい、お待たせしました。

倉町委員：資料6の2つ目の表、入院中の精神障がい者の地域移行に関して、目標値を書いておりますけど、上から10行目くらいですかね。第3期の目標、91パーセントの目標に対して、平成24年実績、平成25年・26年書いてありますけど、25年・25年は0っていう、この0っていう数字は何なのかと。たとえば正確な数字が出てないから、今だったらおよそ90.何パーセントなのか、26年度はまだ出てないとか。それならいいですけど、こういうのが資料として出てくると、何を言おうとしているのかということになると思います。それからもう一点、表記の仕方と言いますと、文章は年度って書いてあるんですけど、表の中は何年と書いてある。これはどっちが本当だろうか。少なくともその辺を正確に書いていただきたいというのが、私の要望です。

三田座長：要望の前に聞いてみましょう。これはどういうことでしょうかということ。

山中係長：資料は私の方で作らせていただいたんですが、実績の数字をこころの健康センターと調整が上手くいかずに、数字をいただくのが間に合わなくて0っていう形になってるんですけど、もちろん来年度以降この場でお示しする際には実績を入れた形でお示します。この場では今後こういう様式の確認という形をお願いできればと思いますので、中の数字についてはもちろん精査させていただきます。

倉町委員：意見を言います。こういうのわからなかったらわからないで、不明と書くべきだし、算定中なら算定中と、そういう中途段階、もしくは仮の数字ではこれですとか、もしくは3月時点ではこうですとか、そういう風に言わないと、こんなの0で出してこれで了解くださいと言ったって私は全く理解できません。よろしく願いします。

松本課長：私ども確認できておりませんで、以後気を付けますので、よろしく願いします。

倉町委員：ちゃんとわかるようにしてくださいよ。

松本課長：数字については、こちらの方の資料5の方をご確認いただければと思います。

三田座長：フォーマットをお示ししたかったということだと思うんですけど、これがこれで一人歩きしちゃうと、なんかやる気ないみたいなことになっちゃうと大変なことなんで。どうもありがとうございました。ほかにご意見いかがでしょうか。

井上委員：今回のパブコメを受けて、支援計画の9ページのところが文章変更されたということで、先ほど報告があったんですが、私この文章読んで、さっぱり意味がわからないんですが。「市民への啓発に取り組めます。また合理的配慮に留意した施策を推進し、紛争解決のための体制整備について検討を進めます」という。この合理的配慮に基づいた施策って何なんですか。パブコメの意見はそういう意見ではなかったと思います。この合理的配慮っていうのはあいまいな形で使うのはいかがなものかという風なご意見だったと思うんですけど。その合理的配慮に留意した施策というのはどんなことを考えらっしゃるんですか。

中島課長：ここの9ページの第4の障がい者差別解消法への対応につきましては、ご承知のように国で使っている合理的配慮ということそのままで使わせていただいておりますので、当然、今後施策を推進するにあたっては、この辺を留意したということで、そのまま国の表現を使わせていただいておりますので、ここについては、前回も大きなご意見無かったと思うんですけど。

井上委員：いやいや、前回はね、その前に暮らしのとかっていうのが付いてたから、その部分でも個別の部分を配慮するんだねということで、了解したと思うんです。その前がボンと飛んで、合理的配慮に留意した施策というのは何のことを言ってるんですかということなんですけど。

中島課長：パブリックコメントの中では、合理的配慮と生活場面の中での合理的配慮、本来は生活場面では合理的配慮という言葉がなじまないんじゃないか、本来すべきではないかといったご意見であったかと思うんですけど。それを踏まえて今回修正させていただいたんですけど、われわれ施策を進めるうえで合理的配慮ということは、これに向けては進めないといけないだろうなということでそのまま言葉を使わせていただいているんですけど。

井上委員：わかります？これ？なんか修正されて余計わけがわからなくなったような気がするんですけど。たとえば合理的配慮についても具体的なガイドラインを示しながらとかね、雇用促進法なんかは今後出てくる、その徹底という風なことになるかと思うんですが。他の方がわかればいいんですが。

三田座長：他の委員いかがでしょうか。自立支援協議会で出たのはですね、生活場面での必要なものが合理的配慮に基づくんじゃないかと、それはそれで保障されなきゃいけないのに、それと合理的配慮って言葉が繋がっているのは、ちょっと違うという意見だったんですが。そもそもそれをまたとってしまうと、これじゃ文章がわからないという今のご意見なんですけど、どうしたらいいんでしょうね。他の方々いかがでしょうか。合理的配慮に留意して施策を推進してっていうのは、この4の差別解消法だけの対応

だけのことじゃ実はなくて、全体なんですけどね。紛争解決のための体制整備の検討の前に、ただし、合理的配慮に留意して施策は推進しながらってことだと思ったんですが、いらない？どうしましょう？

井上委員：個別のそういう配慮、合理的配慮を行わないことも差別なんだということが前提ですから、この言葉は要ると思うんですけど、なんか繋がりが…。合理的配慮を留意した施策というのがよくわからないんですよ。

中島課長：ちょっと、文言修正の案なんですけど。いま井上委員わかりづらいということであれば。

井上委員：いや、わかります？

中島課長：言いたいのは、われわれ施策を進めていく上で、合理的配慮というのは、やっぱりきちっと留意せなあかんよというところがありますんで、文言を入れ替えさせていただいて、施策の推進にあたっては合理的配慮を留意するというので、文言を少し整理させていただいて、たぶん文言を逆にさせていただいたらわかりやすいと思うんですが。施策の推進にあたっては合理的配慮に留意するというのと紛争解決のための体制整備について検討を進めるということで、そういう併記の仕方でも文言を整理させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

井上委員：はい、結構です。

三田座長：はい、ありがとうございました。難しいですね。

山野委員：相談支援専門員が不足しているということで、この4月から実施ということなんですけど、私の周りでは意外とそういう資料が届いているということを知るのが少ないんですね。26年度はある程度代替的に、各区役所の窓口でセルフプランに対応してもらえそうなことも聞いてるんですけど、その辺は持っていったら役所の窓口で、セルフプラントかその辺は、アドバイスとかしていただけるんでしょうか。お尋ねします。

桑田代理：相談支援専門員の不足につきましては計画相談が全件になりますので、統計的にも状況的にも明らかな状況でございます。その上でセルフプランの活用につきましても、適切な形で進めていくということがきわめて重要になっております。もちろんセルフプランでございますので、丁寧な説明等につきましては、区役所、区の保健福祉センターが非常に重要な役割になっておりますので、私どももそのあたりの事務につきましては説明をさせていただいておりますけれども、今後ともよりきめ細やかな説明が区役所の窓口等でできるように心がけて進めてまいりたいと考えております。

三田座長：山野委員、よろしいでしょうか。

山野委員：はい。

三田座長：はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

古田委員：最後のところでも言おうと思ったんですけど、計画にも関わるかなということで提起させていただきます。まちづくりのことで、昨年の5月のワーキングのときにも申し上げたかと思うんですけど、あちこちで波型手すりっていうウネウネってした手すりが、さもバリアフリーを考えてますよ、積極的に取り組んでますよ、みたいな形で取り付けられ始めてるんですけど、結構障がい者に聞いたところ、波型手すりは逆に怖いから使えないといったこちらのほうには声が上がってきておりまして、それが問題になってきてるですけれども。去年の5月のときにも提起をして、わかって頂いたかなと思ってたんですけど、今度東住吉区が、この3月に区役所の耐震化工事をやりまして、正面玄関にどーんと波型手すりがまたつけられてしまいまして、しかも区役所のバリアフリーの設計どうなってるんかなと思えるんですけど、エレベータは古いところの別にまた新しくエレベーターが付いたんですけど、古いエレベーターの前のスロープが無くなって、階段ができてしまった。2~3段の。また区役所の裏口も今まではスロープがあったのに、それが無くされて、2段の階段ができてしまった。もともとはバリアフリールートが2つあったのが、1つに、新しいエレベーターのところだけになってしまったっていう問題が見に行ったものから聞こえてきました。区役所っていう役所の一番の窓口のところ、そういう形でなぜ今まであったバリアフリールートを、少なくとも2つあったのが1つに減らされるのか。正面玄関に使にくい波型手すりがつけられてしまうのか。っていう問題がありまして、設計について障がい者のバリアフリールート確保も含めて、どうあるべきかわかってはれへんような風に思えて仕方が無いんですけどね。その辺もうちょっと庁舎の管理も含めてあらゆるところにバリアフリーの考え方を浸透させていただくというようなことが必要かなと思っておりますが、いかがですかね。今日は市民局か都市整備局来てはりますか。

森代理：先ほどの波型手すりの関係なんですが、今後、利用状況等々確認しながら改善に活かすようには検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

古田委員：付け直してもらえますん？東住吉は。

森代理：それも含めて、どういう形が一番好ましいのかというのを含めて、検討を今しているところです。

古田委員：認識はちゃんとなかったんですか。波型手すりは使いにくいっていう認識は。

森代理：計画の段階でどういう形になっているか、そこも確認しないとダメなんですけども。

古田委員：問題提起をもう去年の時点、あるいは障大連は何年か前、2~3年前からずっと言うてるんですけどね。その辺がなぜ通ってしまうのか、また新しいところにつけてしまうのか、っていうところの認識も問題やと思いますんで、その認識状況の経過も含めてちゃんとお報告いただいて、早急に見直し

をしていただきたいと思います。

森代理：その件も含めまして、検討させていただきます。

古田委員：設計は都整ですか？

真鍋係長：担当の部署、設計をしているのは公共建築部というところございまして、私は市営住宅の管理のほうでございまして、ちょっと今日は担当来ておりませんが、設計をどのようにしているかという部分につきましては、担当のほうにも確認させていただきたいと思います。

古田委員：東住吉区役所ねえ、せっかく作ったのに波型手すりは付くわ、バリアフリールートは減るわっていう、そこをもう一回早急に見直すということをもた考えていただきたいと思いますし、計画にもこんなことが続くんやったら、もうちょっと認識を強化するような表現を入れられるかどうかまた考えてもらえたらと思います。

三田座長：よろしいでしょうか。計画ではバリアフリーをって言うてるのに、それが他のところに行くところとなかなか浸透しづらいという現状もありますが、ぜひ出席していただいているそれぞれの部署すべてに関わることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。他はいかがでしょうか。

福田委員：この市の障がい者支援計画がどなたが読まれるんか、というのがいつも自分が市民で障がいの子がいるからこれを読んでるんですけど、もしも一般の方が読まれたときに、いまの合理的配慮とかライフステージとかそういう言葉は触れないと思いますし、読んでも意味が分からないと思います。大阪市いつもご丁寧なのが後ろに載ってます、用語を書いていたっている中に、今回この言葉が載っていないので、もし次これ作っていただければ、そういう言葉を入れていただけるとありがたいなと思います。またそういった言葉が企業の就労するところなんか企業さんのところに、こういう言葉を言いますと、まだなかなか意味がご理解いただけないところもありますので、どうぞよろしくお願ひします。

中島課長：用語集のほうはですね、言葉の説明をさせていただくところについては、わかりやすくさせていただきたいのと、計画のほうもいつもこれとですね、ホームページとかでもやってますけど、できるだけ言葉を平易にした計画も併せて作っておりますので、できるだけ多くの方に読んでいただけるような形の計画にしたいと思います。

三田座長：はい、ありがとうございます。障がい当事者の方が読んでも本当はわかるような、わかりやすい版ってのがないと、これからはいいんじゃないのかななんて思ったりしますが、はい、ありがとうございます。他の方はよろしいでしょうか。

乾委員：大したことではないと思うんですが、資料5の101ページの就労移行支援のところの、102ペー

ジですね、829人っていうのが出てるんですが、この数字っていうのはどこから出てるのかなと。29年度の見込み量は818ですよ。これがどこから出てるのかなと。

中島課長：すみません、これ、確かに818になってて、文章829になってます。修正させていただきませう。もう一度こちらの方も改めて文字とか数字とかチェックさせていただいて、申し訳ございませう。

三田座長：はい、確認お願いします。ありがとうございます。他は。

坪井委員：他の委員も言われていることではありますうが、77ページの災害時緊急時の対応策の充実についてなんですうが、イの日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることが必要ですと書かれているんですうが、精神障がい者の特性としてやはり差別・偏見を恐れたりとか、コミュニケーションがうまく取れなくて地域で孤立している人もいらっしゃるし、私自身もあまり障がいのことをおおっぴらにして日頃から生活しているわけではありませうので、また目に見えない障がいであるということから、特段の精神障がい者の特性に応じた公助といううが、そういうものを考えていただけたらと思うんですうが。何かサポートであるとか、理解を深めるための地域住民に対する啓発であるとか、そういうことを充実して頂けたらなと思っております。

三田座長：それは要望ということではいいですかね。危機管理室の方、たくさんのいろんな意見が出ましたのでね、ひっそりと生活されておられる方に対して、どのように防災のチームに入れれたり、避難をしたりするかっていうのも大きな課題だし、関心だと思ひますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。他はどなたか、発言されてない方。

小泉委員：先ほどのお話の延長になるかもわからないんですけど、実際に避難するときにはパニックが起きたりとか、大変な利用者さんがいっぱいいると思うんですけど、こういう啓発はあるんですけど、実際に行政の方が、どんな状況かその対応を図るっていう機会がまず少ないと思うんですうね。私共の団体の障がいの訓練等のときに職員の方たちが現場に来て、こういう状況が起こるんだということ把握して頂いて、避難場所ですうして行政の方にそういうご理解をいただひて、ご意見をいただけたらとても安心できると思ひます。私共も地域の防災にはなるべく皆さんで参加するようにはしてありますが、やっぱりどうしても専門性というのはなかなかご理解いただけない部分ござひますので、実際の現場を行政の方、率先してやらなければならない方が現場でどういふ状況が起きるのかということを実際にご理解いただけたらありがたいと思ひますのでよろしくお願いします。

三田座長：ありがとうございます。他よろしいでしょうか、防災に対する関心も期待も大きいので、どうぞよろしくお願ひいたします。

福田委員：防災のことなんですうけど、今年、学校を使って、地域との連携で、最初に地域で組織作りというのを危機管理の方が一生懸命されてるのを私共も目の前で感じたんですけど、その時にやはりさっき小泉さんも言ってらっしゃるんですけど、その中に障がい者の施設があるんだしたら、一緒に考えて

いただく中に、障がい者の施設が入ると、もう少し私たち住民もこういう障がい者の施設があるんだとか、自分たちの子供の障がいのことも言いやすくなるんじゃないかなと思っています。だから今、小学校を使って、教育委員会ではぐくみネットというのがあって、はぐくみネットのメンバーも一緒になって、訓練をさせていただいてるんですけど、そういう中で障がい者もうまいこと入れていただけるような、危機管理さんの方からもご指導いただけたらありがたいなと思います。

三田座長：はい、ありがとうございます。要望もいろんな意見も頂きまして、ありがとうございます。数字もそうですし、文言の修正とかもありまして、それをもってこの案をもう一度改めるんですけど、部会をもう一回やるわけにもいかないんで、シナリオによると座長預かりって書いてあるんですけど、どうやって預かったらいいのかよくわからないんですが、さっきの井上さんの合理的配慮もちょっと難しいんですけど、ちゃんと確認をして、また皆さんのところには送られるんじゃないかと思っておりますが、どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。そうしましたら、最後に議題 5 のその他について、あ、まだ？

倉町委員：資料 5 について、もう議論してるんですかね。ちょっとわからなかったもので。ちょっと資料 5 についてたくさん意見があるんですけど、よろしいでしょうか。前に気が付かなかったとかがありますので。

三田座長：たくさんありますか？

倉町委員：4 項目。とりあえずたっただとっといきますので。

三田座長：お願いします。資料 5 ですね。

倉町委員：まず基本的な考え方のところで。12 ページの上から 10 段目ぐらいのところですけど、ピアカウンセリング何とかと。障がい当事者のさまざまな活動についてうんぬんと、こう書いてありますけど、私たちの団体は精神障がい者の家族に対して電話相談をやってるんですよ。これもピア相談だと思うんですけど、そういったことについても文章はちゃんと書いてありますから、ぜひそういうことを踏まえて、当事者として家族会でやっている電話相談等についても支援を検討していただきたいなと思います。これが一点です。だから、別に文言を変えてくれといっているわけではないんですね。次に 18 ページの一番下のほうに精神障がい者等に対する偏見ということと当事者参加などうんぬんと書いてありますから、ぜひ当事者なり家族なりをいろんな場面で活用していただきたいなと。表現についてどうこう言っているんじゃなくて、こういったことを要望しますということです。それから次に就労の関係ですが、64 ページですかね。64 ページの上から 10 行目ぐらいに精神障がいのある人の雇用についてはといういろいろ書いてありまして、国が平成 30 年度からやると言っているから、どちらかということこれはそれまで待ちましょうというスタンスで書いてあるんですけど、いろんなことを進めてきている大阪市としてはですね、別に国の方針が 30 年度だって言ってるからそれまで待つというんじゃなくて、やっぱりできるところからやっていただくと、そういったことをお願いしたい。これはむしろ表現についての

お願いします。やっぱり先進的にいろいろ大阪府・大阪市は取り組んできているわけですから、この辺で平成30年なんてだいぶ先の話ですから、ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思います。あとは、結構です。ありがとうございました。

桑田代理：家族会への支援ですとか、当事者参画、あるいは障害者雇用促進法を見越してできるところを今からという委員がおっしゃってるご趣旨はよくわかりますので、ご要望として承りまして、今後、大阪市として何をできるのか、何を進めることができるのか、検討を深めてまいりたいと思っております。計画の文章そのものにつきましては、これでご理解いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

倉町委員：文章に関しては、やっぱり64ページはちょっとあれですね、やっぱりもうちょっと前向きの言い方がないですかね。平成30年度まで待ちましょうって感じですからね。この辺はもう少し前向きの言い方もあっていいんじゃないかなと思うんですけど、お願いします。

三田座長：ここに30年度からと明記されてしまったので、たぶんその前に動き出さなければいけないことがたくさんあるかなと思うんですが、一応意見として、ぜひ受け止めていただければと思います。ありがとうございました。細かくチェックしていただきまして、ありがとうございました。そうしましたら、その他に移りたいと思います。順に説明をお願いします。

桑田代理：【資料7～10に基づき、議題6を説明】

三田座長：はい、ありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして、ご質問・ご意見ありましたら、お願いします。

古田委員：ひとつは西成のさっきの意見の回答のやつなんですけど、これは3層5段階がなくなったんで、今までは全区から集約してた形がなくなったんですけど、今回は西成区だけが地域福祉課を通じて、出てきたということなんですけど、もう一回全区に対して要望を出してもらおうような仕組みは作られないんですか。ぜひ作ってもらいたいなということです。それが一つです。それと、ひとやさ要綱の先ほどの改定の話なんですけど、バリアフリー法や府条例と重複している部分について、一定の整理を図るということになってるんですけど、ただし上回る部分について引き下げないというふうになってますけど、この間、府の条例で言うたら、鉄道駅舎のプラットホームの幅とかですね、そういう部分が削除されていっているように思いますけれども、大阪市のほうではそういうのが残ってますので、そこまでも府とあわせて整理すると言われたときに、市で残してる部分まで削除されることはないという理解でいいのかなど。それとひとやさ要綱作るときには、かなり団体とも意見交換したと思うんですけど、この間、ぜんぜん意見交換なしに府が変えたからこう変えましょうというような形ぐらいで住んでるんですけど、大阪市の中での課題、先ほどの区役所の間違ったバリアフリー化ですとか、手すりの問題とか上がってきてますんで、もう一回大阪市的な課題を集約してちゃんと議論し、このひとやさ要綱のどこをどう変えていくのかという議論をぜひともお願いしたいと思いますんですけど、以上2点いかがでしょうか。

桑田代理：まずは地域支援調整チームの意見ですが、今回は西成区からの意見にとどまっておりますけれども、窓口の地域福祉課を通じまして、照会に関しましては全区に照会しております。今後とも全区に照会がなされるかと考えております。その中で障がいに関係する部分につきましては、こちらのほうで検討いたしまして、また自立支援協議会・推進協のほうへもお諮り・ご意見いただきたいと思っておりますので、全区ということで今後とも心がけて進めてまいりますので、お願いいたします。

古田委員：すみません、それは全区では回ってきてるんですかね。こちらの区は聞いてませんでしたけども。区のレベルで止められてるということは無いんですか。

桑田代理：それぞれの区の中で、自立支援協議会の位置付けというのが、それぞれ区の独自性の中で多少異なる部分がありますけれども、福祉局のほうから各区のほうへ議題照会ということについては、なされているということで聞いております。

古田委員：来てます？皆さん？知らんですね。それ通すんやったら、あんまりデコボコが出てもおかしいですから、全区に必ず通すように言うてもらえませんか。もちろん区との力関係がいま微妙やったりもするかと思いますけど。

桑田代理：また、関係担当課と確認して調整進めてまいりたいと思います。

廣田委員：すいません、いいですか。ちょっと引かかるんですけど、各区に聞いたということですけど、私たちのところはやはり聞いてません。城東区の区政会議、アドバイザーとして私は参加していますが、そのような話はまったく聞いてませんので、当事者団体にぜひ伝える、聞こえる人が多いですけども、いろんな障がい者団体に伝えていく必要があると思います。できたら、本部の団体・上部団体に伝えていただいて、協力お願いします、みたいな感じで伝えていただかないと、私たちはまったく聞こえていません。ですから、何も無いというのは本当に今聞いて残念に思っています。

桑田代理：ただいま、複数の委員からご指摘いただきました。きっちりとそれぞれの区で情報が伝わるようにということで、こちらも確認を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。古田委員の二点目のひとにやさしいまちづくりの改正の部分でございますが、プラットフォームの幅の話もございましたが、詳細の要綱の修正事項につきましては、今後進めてまいります。要綱で示されている水準の低下をきたさないという考え方のもとに整理を進めてまいりたいと考えてますので、よろしく申し上げます。あとは意見交換の部分でございますが、今回はそういったことで府の条例との整合性も図りながらの整理ということでございますので、事務的に進めてまいりたいと考えておりますが、今後この要綱の水準について、例えば大きく引き上がっていくとか、今現在考えておりませんが、もし引き下がるというような大きな内容があれば、もちろんこの推進協議会も含めまして、関係者の皆さまの意見も聞きながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、現段階としましては先ほど申し上げましたような整合性を図る部分での整理ということですのでご理解いただければと思います。

古田委員：いまのひとやさ要綱の話ですけど、どうも受け身になってきてるように思えるんですけど。大阪市的な課題っていうのをもう一回集約して、改善していこうというような見通しには立たないんですか。

桑田代理：このひとやさ要綱改正にあたりまして、いろいろ検討を進めていく中で、大阪市的な課題という部分につきましては、本要綱で新たに検討・整理されるべき部分も、今後生じる可能性はあると考えております。ただ、例えばプラットホームの幅ですとか、共同住宅の部分ですとか、そういった部分につきましては、大阪市だけで生じる特有の課題ということではなくて、少なくとも府域全体で共通して関連する部分でございますので、そういった部分も含めて大阪市としまして大阪府に対しまして条例改正に関わりまして、必要な働きかけ等もしているところでございますので、広域的に整理するべき部分と大阪市特有の課題ということで整理すべき部分を分けながらですね、本市的な課題ということにつきましては、今後とも考えていきたいと思っています。

三田座長：いろんな意見を議事録にもとどめておりますので、今後ともよろしく申し上げます。時間が来てしましまして、申し訳ありません。あ、じゃあ一言で申し上げます。

山梨委員：ひとにやさしいまちづくりですが、区役所に行くバスがなくなってしまった。阿倍野区もないですか、東住吉区もそうですね。区役所の前にバスが止まらなくなったんですよ。路線が無くなった。これはちょっと全体的に生きにくいんじゃないかなと思いますね。役所に行けないんです。

小川課長：バスの路線なんですけど、みなさんご迷惑をおかけしているということはわかっております。ただ採算性とかありまして、区役所とも相談しながら、見直してきた経過もございます。バスの足りない部分は区のほうで補っていただくという経過もございまして、今のご意見は重々承知なんですけど、そういったご不便をおかけしているということも理解しているところでございます。

三田座長：変わらないってことね。ちょっと最後に大きな問題が出てきましたね。合理的配慮って何でしょうとか、いろいろまちづくりって何でしょうって話になってくる。すいません。とても今からでは話し合いの時間もないんですけど、ありがとうございました。一応これで今日のすべての議事が終わったんですけど、最後にみなさん、長期にわたりまして計画の策定でご協力いただきまして、ありがとうございました。私自身の思いとしても計画を作ることが実は目的ではなくてこれをどのように大阪市が活かしていただいて、障がいのお持ちの方やそのご家族が少しでも暮らしやすくなるかなというところを考えて、願って、この委員会にも参加しておりますので、先ほどの区役所の例もそうですし、他の部局に行くところの計画が何のことということにならないようにぜひお願いしたいという風に思います、ということで事務局にお返ししたいと思います。

中島課長：みなさまには、長時間にわたり熱心なご審議いただき、ありがとうございました。また、策定にあたりましては皆様方に昨年来からご協力をいただきありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

げたいと思います。本日いただいた意見を踏まえまして、修正をさせていただいた分、今度の木曜日に、19日に障がい者施策推進協議会の親会議が開催を予定しておりますので、そこで最終取りまとめの審議をさせていただきたいと思っております。先ほど三田座長の方からも計画を作るだけじゃないよということ saying いただきましたが、当然我々も計画を作って、それを進めるということが目的でございますので、きちりと計画に書かれた形で取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。